

昭和三十一年人事院規則一一五

人事院規則一一五（特別職）

人事院は、国家公務員法に基き、人事院規則一一五（特別職）の全部を次のように改正する。

人事院規則一一五（昭和三十一年六月二十六日施行）

（秘書官）

第一条 法第二条第三項第八号の規定に基づき、次に掲げる特別職たる機関の長の秘書官の職を特別職とする。

- 一 規則二一三（人事院事務総局等の組織）第三条第一項に規定する人事院総裁秘書官
- 二 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十七条第一項に規定する秘書官のうち、会計検査院長たる検査官の秘書官
- 三 内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）第七条第一項に規定する内閣法制局長官秘書官
- 四 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第九条第四項に規定する宮内庁長官秘書官

（宮内庁の特別職）

第二条 法第二条第三項第十号の規定に基づき、次に掲げる宮内庁の職員を特別職とする。

- 一 宮務主管（一人）
- 二 皇室医務主管（一人）
- 三 侍従（七人）
- 四 女官長（一人）及び女官（六人）
- 五 侍医長（一人）及び侍医（三人）
- 六 上皇侍従（六人）
- 七 上皇女官長（一人）及び上皇女官（六人）
- 八 上皇侍医長（一人）及び上皇侍医（五人）
- 九 東宮侍従長（一人）及び東宮侍従（七人）
- 十 東宮女官長（一人）及び東宮女官（六人）
- 十一 東宮侍医長（一人）及び東宮侍医（三人）
- 十二 皇嗣職宮務官長（一人）及び皇嗣職宮務官（十人）
- 十三 皇嗣職侍医長（一人）及び皇嗣職侍医（三人）
- 十四 宮務官（四人）
- 十五 侍女長（四人）

（防衛省の特別職から除かれる職）

第三条 法第二条第三項第十六号の規定に基づき、次に掲げる防衛省の職員を特別職から除かれる職とする。

- 一 防衛人事審議会の委員
- 二 自衛隊員倫理審査会の委員
- 三 防衛調達審議会の委員
- 四 防衛施設中央審議会の委員
- 五 防衛施設地方審議会の委員
- 六 捕虜資格認定等審査会の委員
- 七 地方協力局労務管理課の職員

附 則 （昭和六〇年四月六日人事院規則一一五一）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六三年四月八日人事院規則一一五一一）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成元年一月一日人事院規則一一五一一）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二年六月二七日人事院規則一一五一一四）

この規則は、平成二年六月二十九日から施行する。

附 則 （平成三年三月二九日人事院規則一一五一一五）

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 （平成五年四月二三日人事院規則一一五一六）

この規則は、平成五年六月一日から施行する。

附 則（平成八年五月二一日人事院規則一一五―七）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年二月二七日人事院規則一一五―八）

この規則は、平成九年一月一日から施行する。

附 則（平成二年三月三一日人事院規則一一五―九）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年二月二七日人事院規則一一三二）抄

（施行期日）

1

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成二年六月二九日人事院規則一一五―一〇）

この規則は、平成十三年七月一日から施行する。

附 則（平成二年二月二二日人事院規則一一五―一一）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年四月一日人事院規則一一五―一二）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年四月一日人事院規則一一五―一三）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年二月二三日人事院規則一一五―一四）

この規則は、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の施行の日（平成十七年二月二十八日）から施行する。

附 則（平成八年三月三一日人事院規則一一五―一五）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成九年一月九日人事院規則一一四七）抄

（施行期日）

1

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年八月三一日人事院規則一一五―一六）

この規則は、平成十九年九月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月二八日人事院規則一一六三）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二七年四月一日から施行する。

（雑則）

第十五条

附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附 則（平成二七年四月一〇日人事院規則一一五―一七）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日人事院規則一一五―一八）

この規則は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日人事院規則一一五―一九）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年四月二三日人事院規則一一五―二〇）

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

附 則（平成三一年四月二四日人事院規則一一五―二一）

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二九日人事院規則一一五―二二）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。